単　位　事　務　名	
通　勤　手　当 ＜コード＞課税０３０５　非課税０３８０	
根拠及び参考法令	鹿児島県職員の給与に関する条例　【職員給与条例11条】 給与条例の運用方針について（通知）　【昭和58年11月21日人第280号】 鹿児島県学校職員の給与に関する条例　【学校職員給与条例第10条】 鹿児島県職員の通勤手当支給規則　【昭和33年10月10日規則第93号】 通勤手当支給規則の取扱について（通知）　【昭和33年10月16日人398号】 通勤手当の取り扱いについて（通知）　【昭和39年12月24日人650号】 通勤手当の取り扱いについて（通知）　【昭和46年２月１日人295号】 平日利用限定定期券発行の交通機関の区間に係る通勤手当の認定について（通知） 【平成14年３月27日鹿教教第870号】 手当認定に係る協議事項の一部廃止について（通知）　【平成23年4月1日鹿教教第3号】 庶務事務集中化に伴う通知の改正について（通知）　【平成23年4月1日鹿教総第287号】 高速自動車国道等利用者の通勤手当に係る特別料金の算定について（通知） 【平成23年9月13日鹿教教第245号】 年度末及び年度当初の手当認定事務等について(通知)　【平成19年2月2日鹿教教第549号】 県立学校における給与事務の取扱いについて(通知)　【平成19年3月22日鹿教教第648号】 認定事務の手引き　【平成27年3月総務部人事課】 給与関係コード表（職コミ・文書管理掲載）　【県発行】 鹿児島県給与データ収集・配信システムマニュアル　【企画部情報政策課】 給与事務処理要綱　【平成５年12月24日会計課長通知】 通勤手当支給規則取扱通知等の改正について（通知）　【平成27年年3月31日人155号】 「平日利用限定定期券発行の交通機関の区間に係る通勤手当の認定について」の改正について（通知）　【平成27年9月18日鹿教教第253号】 土曜授業に伴う平日利用限定定期券発行の交通機関の区間に係る通勤手当の認定手続き等について（通知）　【平成27年9月18日鹿教教第254号】 県立学校に勤務する非常勤職員に対する通勤手当相当額の支給手続きについて(通知) 【平成２７年４月１日鹿教教第１０号】 非常勤職員の通勤費用相当額質疑応答集について(通知) 【平成２７年８月３１日教職員　課長通知】
項　目	処　理　方　法
通勤手当とは	１　通勤手当とは（条例第11条） 通勤のため常例として， （注１） (1)　交通機関等を利用してその運賃等を支払っている職員 又は， (2)　自動車等を使用している職員

項　　目	処　　理　　方　　法
	に支給する手当である。 ※（注１） （鹿児島県職員の通勤手当支給規則（以下通勤手当に係る部分において「規則」という。）第２条第１項） 通勤とは，勤務のため住居と勤務公署との間を往復することをいう。 ※　再任用職員（フルタイム勤務）にも支給される。
支給要件と支給額	２　支給要件と支給額 (1)　交通機関等(電車，バス，汽車など)の利用者の場合 ア　支給要件（条例第11条第１項第１号） 次の三つの要件を備えていることが必要である。 (ｱ)　通勤のために交通機関等の利用を常例とすること。 (ｲ)　運賃等の負担を常例とすること。 (ｳ)　徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離（注２）が片道２キロメートル以上（注３）であること。 ※（注２）（規則第２条第２項） 通勤距離は，住居から勤務公署までの経路のうち，一般に利用しうる最短の経路の長さをいい，できる限り直線的に国土地理院発行の地形図（縮尺５万分の１以上のものに限る。）を利用して測定するものとする。ただし，この測定は，実測 に優先するものではない。 ※（注３）（条例第11条第１項各号，規則第５条第２号） 歩行困難な身体障害者（労働基準法施行規則別表第２に掲げる身体障害に属する程度の身体障害）で交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員は，片道２キロメートル以上であることを要しない。 （後記(2)・(3)の場合も同じ） 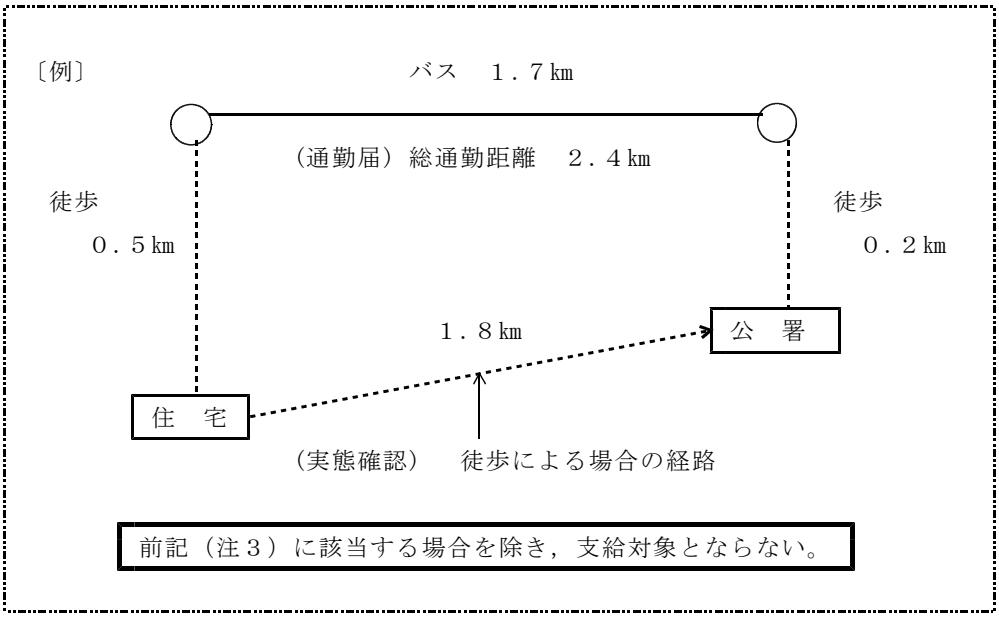

項　　目	処　　理　　方　　法

イ　支給額（条例第11条第２項第１号，規則第８条）

各普通交通機関ごとに規則で定められた支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）になる。

なお，支給単位期間は，通勤手当の支給の単位となる期間として６箇月を超えない範囲内で規則で１箇月を単位として定める期間で，通常は発行されている定期券の最も長い通用期間に応じ６箇月，３箇月，１箇月（注４）となる。

ただし，１箇月当たりの運賃等相当額（支給単位期間の運賃等相当額を支給単位期間の月数で除した額（２以上の交通機関等を利用する場合は，それぞれの運賃等相当額をそれぞれの支給単位期間の月数で除した額の合計額）が55,000円を超えるときは，55,000円が限度額とされ，55,000円に支給単位期間（２以上の交通機関等の場合は，最も長い支給単位期間）の月数を乗じて得た額となる。

(2) 自動車等（自動車，単車，自転車など）の使用者の場合

ア　支給要件　（条例第11条第１項第２号）

次の二つの要件を備えることが必要である。

(ｱ)　通勤のために自動車等（注５）の使用を常例としていること。

(ｲ)　徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル以上であること。

イ　支給額（注６）（注７）　（条例第11条第２項第２号，規則第８条の２）

自動車等の使用距離（片道）	支　給　額	課税額	非課税額
５㎞未満	２，３００円	0 円	2,300 円
５㎞以上　１０㎞未満	６，７００円	2,600 円	4,200 円
１０　〃　１５　〃	１０，２００円	3,700 円	7,100 円
１５　〃　２０　〃	１３，７００円	2,400 円	12,900 円
２０　〃　２５　〃	１６，９００円	5,600 円	12,900 円
２５　〃　３０　〃	２０，１００円	4,000 円	18,700 円
３０　〃　３５　〃	２３，１００円	7,000 円	18,700 円
３５　〃　４０　〃	２６，１００円	5,200 円	24,400 円
４０　〃　４５　〃	２８，８００円	7,900 円	24,400 円
４５　〃　５０　〃	３１，５００円	7,000 円	28,000 円
５０　〃　５５　〃	３４，０００円	9,500 円	28,000 円
５５　〃　６０　〃	３６，５００円	12,000 円	31,600 円
６０　〃　６５　〃	３９，０００円	14,500 円	31,600 円
６５　〃　７０　〃	４１，５００円	17,000 円	31,600 円
７０　〃　７５　〃	４４，０００円	19,500 円	31,600 円
７５　〃　８０　〃	４６，５００円	22,000 円	31,600 円
８０　〃　８５　〃	４９，０００円	24,500 円	31,600 円
８５　〃　９０　〃	５１，５００円	27,000 円	31,600 円
９０　〃　９５　〃	５４，０００円	29,500 円	31,600 円
９５㎞以上	５５，０００円	30,500 円	31,600 円

項　　目	処　　理　　方　　法
	※（注４） 桜島フェリーの支給単位期間は，１箇月とする。 （昭和33年10月16日付け人第398号 「通勤手当支給規則の取扱いについて」（以下通勤手当に係る部分について「通知」という。第16条の３関係） ※（注５） 自動車等は，職員が所有しているもの又は正当な使用権を有するものであること。 ※（注６） 自動車等に係る支給単位期間は，１箇月とする。 ※（注７） 再任用短時間勤務職員（交通用具利用の場合）の場合は，平均１箇月の通勤所要回数（年間を通じて通勤に要することとなる回数を12で除して得た数）が10回に満たない。 (2)イ支給額に定める額に100分の50を乗して得た額となります。 (3)　交通機関等と自動車等との併用者の場合 ア　支給要件（条例第11条第１項第３号） 次の三つの要件を備えていることが必要である。 (ｱ)　通勤のために交通機関等と自動車等を併用していること。 (ｲ)　運賃等を支払っていること。 (ｳ)　徒歩で通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル以上であること。 イ　支給額（条例第11条第２項第３号，規則第８条の３） (ｱ)　自動車等を使用する距離が片道２キロメートル以上である場合 ２㎞以上 △　□□□□□□□□□□　■■■■■■■■■■　▲ 住居　自動車等２㎞以上　交通機関等　公署 普通交通機関等に係る額と自動車等の利用に係る額の合計額。ただし，普通交通機関に係る１箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額が55,000円を超えるときは，その者の支給単位期間のうち最も長い期間につき，55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額。 (ｲ)　自動車等を使用する距離が片道２キロメートル未満である場合 △　２㎞以上 □□□□□□□□□□　■■■■■■■■■■　▲ 住居　自動車等２㎞未満　交通機関等　公署 a　交通機関等の運賃等相当額が　２，３００円以上の場合 運賃等相当額　（前記，(1) の支給額の算定に準ずる。） b　交通機関等の運賃等相当額が　２，３００円未満の場合 ２，３００円

項　　目	処　　理　　方　　法
運賃等相当額の算出	3　運賃等相当額の算出 (1)　算出の基準（規則第６条，規則第７条） ア　運賃等相当額の算出は，運賃，時間，距離などから最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤経路及び方法によること。（したがって，職員が届出をした通勤経路・方法と必ずしも一致しない場合もある。） イ　原則として，往路と帰路は，同一の通勤経路及び方法によるものでなければならない。 　ただし，利用できるいずれの交通機関においても，勤務開始前１時間内に勤務公署に到着することができない場合，又は勤務終了後１時間内に帰途につくことができない場合等は，往路と帰路を異にすることができる。 ウ　２以上の種類を異にする交通機関等を乗り継いで通勤している場合，通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用する交通機関等は，原則として算出基礎とすることはできない。 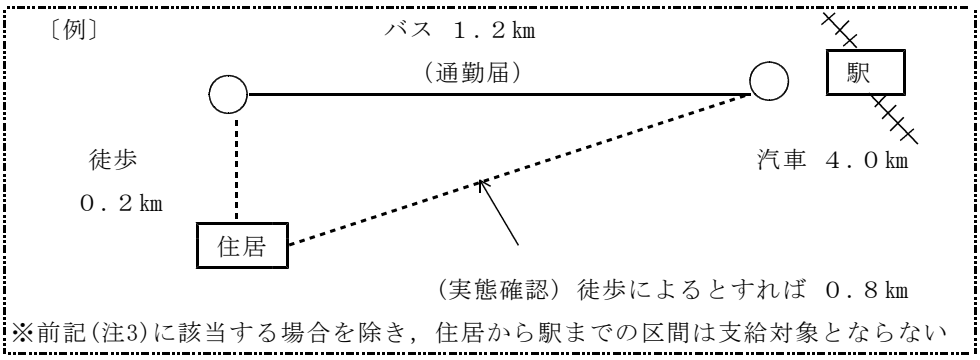 (2)　算出方法（規則第８条第１項第１号～第３号 通知第８条関係） ア　定期券を使用することが最も経済的，合理的と認められる普通交通機関等，特別急行列車等の場合 　発行されている定期券の通用期間のうち，それぞれ６箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間（ただし，普通交通機関等と特別急行列車等に係る定期券が一体となって発行されているときは，当該特別急行列車等に係る支給単位期間に相当する期間）の定期券の価額（価額が異なる定期券（注８）があるときは最も低廉となる定期券の価額） イ　回数乗車券等(ICカードを含む)（注９）を利用することが最も経済的，合理的と認められる普通交通機関等，特別急行列車等の場合 　当該回数乗車券等の通勤21回分（交替制勤務に従事する職員等（注10）にあっては，平均１箇月当たりの通勤所要回数分）の運賃等の額 ウ　通勤に利用し得る交通機関等がタクシー又はハイヤー以外にない区間において，これらを利用して通勤する場合 　２(２)イの自動車等の使用者の額

項　　目	処　　理　　方　　法
特別急行列車等に係る特例	※（注８） 完全週休２日制の通常勤務職員の場合，価格の異なる定期券には，月曜日から金曜日までの間に限り利用できる１か月定期券（いわゆる平日利用限定定期券）も含まれる。 土曜授業の実施に伴い，土曜日に月１回以上通勤を要する職員の認定については，通常の定期券と回数乗車券等の運賃等相当額を比較し，最も経済的かつ合理的であると認められる方法で認定を行うこと。 ※（注９） 通勤１回分の運賃等の額の算出は，１月当たりの通勤回数を超えない範囲の回数券のうち，一番割引率の高いもので算出する。 ※（注10） 交代制勤務職員のほか，再任用短時間勤務職員についても，平均１箇月の通勤所要回数（年間を通じて通勤に要することとなる回数を12で除して得た数）分の所要額となります。 ４　特別急行列車等に係る特例（条例第11条第３項，第４項） 特別急行列車等を利用して通勤する職員（再任用としての採用は該当）（注11）については，次のとおり特例の手当額を支給する。 (1)　支給要件（条例第11条第３項） 次の三つの要件を備えていることが必要である。 ア　公署を異にする異動又は在勤する公署の移転（以下「異動・移転」という。）に伴い，所在する地域を異にする公署（注12）に在勤することとなったことにより，当該異動・移転の直前の住居（異動・移転の後に転居した場合には，特別急行列車等の利用経路に変更が生じない住居（注13）を含む。）から通勤することとなった職員 イ　特別急行列車等を利用しなければ通勤が困難（特別急行列車等を利用しない場合の通勤距離が60㎞以上又は通勤時間が90分以上（注14））となった職員 ウ　特別急行列車等の交通機関等で，その利用により通勤時間が３０分以上短縮される等の通勤事情の改善に相当程度資するものを利用し，その利用に係る特別料金等を負担する（注16）職員 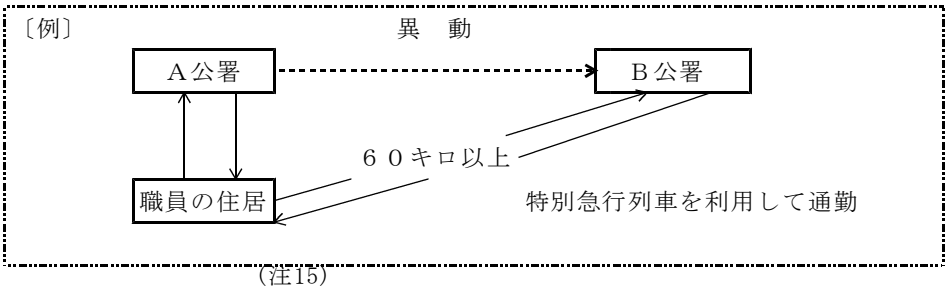 （注15）

項　　目	処　　理　　方　　法
	※（注11） 特別急行列車等とは，特別急行列車(新幹線を含む。)，高速艇，高速自動車国道等の有料の道路をいう。 ※（注12） 所在する地域を異にする公署とは，当該公署間を移動するとした場合，鉄道なら最寄り駅を異にするとか，徒歩によらず自動車等を利用しなければ移動困難な公署をいう。 ※（注13）（規則第10条） 利用経路に変更が生じない住居とは，利用する駅，ＩＣに変更が生じない程度の転居後の住居をいう。 ※（注14）（規則第９条,通知第９条関係） 特別急行列車等を利用せずに通勤するものとした場合における通勤時間が90分以上である職員は，次に掲げる職員とする。 (ｱ)　特別急行列車等（高速自動車国道等の有料の道路を除く。）を利用する場合 特別急行列車等を利用せずに通勤するものとした場合における通勤時間がおおむね90分以上である職員 (ｲ)　高速自動車国道等の有料の道路を利用する場合 その有料の道路を利用せずに通勤するものとした場合における通勤時間及び交通事情等に照らして(ア)に相当する程度に通勤が困難であると知事が認める職員 ※　具体的取扱いとして，一般道を利用する場合の通勤距離が40km以上かつ通勤時間が90分以上であることを基準に判断する。 ※（注15）（規則第11条） 次に掲げる基準に該当するものとする。 (ｱ)　特別急行列車等(高速自動車国道等の有料の道路を除く。)を利用する場合 a　その利用により通勤時間が３０分以上短縮されること。 b　その利用により得られる通勤事情の改善がａに相当するものと知事が人事委員会と協議して認めるものであること。（教職員課合議） (ｲ)　高速自動車国道等の有料の道路を利用する場合 その利用により30分以上短縮されること。 ※（注16） 利用及びその利用にかかる特別料金等の負担は，常例としていなければならない。 利用を常例としているとは，常識的に考えられる理由により特別急行列車等を利用できない場合のほかは，常に利用されている状況をいう。なお，費用軽減のため利用しないことは理由にはならない。 (2)　支給額（条例第11条第３項第１項～第２項） 支給単位期間の通勤に要する特別料金等の２分の１相当額（注17）（１箇月当たりの特別料金等の２分の１相当額が20,000円を超えるときは，20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額が限度）と特別料金等を負担しないものとした場合の通勤手当額（注18）の合計額

項　　目	処　　理　　方　　法

※（注17）（規則第12条）

算出に当たっては，次の方法等により行うこと。

(ｱ)　特別急行列車等を利用する場合における通勤の経路及び方法は，運賃等，時間，距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められるものによる。

(ｲ)　規則第７条，規則第８条（３運賃等相当額の算出）の規定は，当該算出について準用する。

(ｳ)　特急用定期券で特急料金と旅客運賃が明確に分けられていない場合，特急用定期券の価額から在来線の定期券の価額を差し引いて算出する。

(ｴ)　有料道路で回数券を使用する場合，通勤回数21回分の所要額に，当該所要額を超えない範囲で一番割引率の高い回数券の割引率を乗じて算出する。（交替制勤務等のため平均１か月当たりの通勤回数が21回より少ない場合は，その平均通勤回数分の所要額に，当該所要額を超えない範囲の価格の回数券のうち一番割引率の高い回数券の割引率を乗じて算出する。）

(ｵ)　高速自動車国道等の有料道路でＥＴＣ（有料道路自動料金収受システム）を使用する場合の特別料金は，ＥＴＣマイレージサービスの利用によって付与されるポイントを一定の交換単位で無料通行分に還元したものとして計算した向こう12箇月の各月の特別料金の合計額を12で除して算出する。（交替制勤務等のため平均１か月当たりの通勤回数が21回より少ない場合は，その平均通勤回数で算出する。）

※（注18）

自動車等の使用距離が支給額の基礎となる場合は，高速自動車国道等の有料の道路を利用する場合の使用距離による。

計　算　例　（４月１日から利用したものとして計算）

例：鹿児島ＩＣ～横川ＩＣを利用する場合
- 通勤割引後の利用料金(正規料金)　７００円（１，４００円
- １回の通行に係るポイント数　　１４ポイント

(1)　特別料金額の算定方法

区　分	利用料金	支払額	加算ﾎﾟｲﾝﾄ ①	累計ﾎﾟｲﾝﾄ ②+④＝①	使用ﾎﾟｲﾝﾄ ③	ﾎﾟｲﾝﾄ残 ④＝②-③
１箇月目	注1 29,400	29,400	注2 0	0	0	0
２箇月目	28,400	29,400	注3 588	588	0	588
３箇月目	29,400	注4 21,400	588	1,176	注5 1,000	176
４箇月目	29,400	29,400	注6 428	604	0	604
５箇月目	29,400	21,400	588	1,192	1,000	192
６箇月目	29,400	29,400	428	620	0	620
７箇月目	29,400	21,400	588	1,208	1,000	208
８箇月目	29,400	29,400	428	636	0	636
９箇月目	29,400	21,400	588	1,224	1,000	224
10箇月目	29,400	21,400	428	652	0	652
11箇月目	29,400	21,400	588	1,240	1,000	240
12箇月目	29,400	21,400	428	668	0	668
計		312,800				

項　　目	処　　理　　方　　法
	注１）700円×２回（往復）×21回（月平均通勤回数）＝29,400円 注２）利用料金にかかるポイントは，利用のあった月の翌月から付与 注３）14ポイント×２回×21回＝588ポイント 注４）ポイントが1,000ポイントに達した場合に無料通行分に還元する 注５）1,000ポイント＝8,000円還元により（11回分と300円分が無料） 注６）8,000円分還元により，残り30回と400円分のポイントが加算の対象となる 428ポイント＝420ポイント(30回×14ポイント)＋8ポイント(400円÷50円(１ポイント付与) (2)　特別料金額の２分の１相当額（1箇月あたり） (312,800÷12)×１/２≒13,033円（円未満切り捨て） (3)　権衡職員等（条例第11条第４項） 次に掲げる職員についても，上記(１)の要件を満たす職員との権衡上この特例が適用される。 ア　国や他の地方公共団体からの人事交流等により給料表の適用を受ける職員となったことに伴い，適用の直前の勤務地と地域を異にする公署に在勤することとなったことにより，当該適用の直前の住居（適用の後に転居した場合には，特別急行列車等の利用経路に変更が生じない住居等を含む。）から通勤することとなった職員で，(１)のイ及びウに該当する職員　（規則第14条）（教職員課合議） イ　配偶者（配偶者のない職員にあっては，満18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子）の住居に転居したことにより単身赴任手当を支給されないこととなった職員で，当該住居から通勤し，(１)のイ及びウに該当する職員 （規則第15条第１号）（教職員課合議） ウ　その他上記(１)によって支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして知事が人事委員会と協議して定める職員 （規則第15条第２号，通知第15条関係）（教職員課合議） （ア）　新たに採用された職員（この条の第１号アに規定する職員を除く。）で，採用決定日現在の住居（採用の日以後の転居する場合において，特別急行列車等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居を含む。）からの通勤のため，規則第９条及び第１１条の要件に該当する通勤を行う職員（通知第１５条関係第1号） （イ）　新たに採用された職員で，次に掲げる事情により，当該採用の直後に在勤する公署への勤務を開始すべきこととされる日の住居から規則第９条及び１１条の要件に該当する通勤を行う職員とする。（通知第１５条関係第２号） a　疾病等により介護を必要とする状態にある職員又は配偶者の同居の親族を介護すること。（職員又は配偶者の父母の場合にあっては，同居・別居は問わない）（通知第15条 関係第２号ア）

項　　目	処　　理　　方　　法
	b　同居の子(満３歳以上の子に限る。以下同じ。）が学校教育法第１条に規定する学校その他の教育施設（児童福祉法第３９条第1項に規定する保育所，同目的とするもの又は就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律第7条第1項に規定する認定こども園を含む。以下「学校等」という）に就学があること。（通知第15条関係第２号ウ） c　同居の配偶者が引き続き就業すること（通知第15条関係第２号エ） d　本県の地理的な特殊事情により高速道路等の利用がやむを得ないと認められる前記aからcに類する事情があること。(通知第15条 関係第２号ア) 「前記aからcに類する事情」がある職員とは，次に掲げる場合に該当する職員とする。 (a)　職員又は配偶者の持ち家を管理するために，引き続き当該住宅に居住する場合 (b)　(a)に定める場合のほか，教職員課長が「前記aからcに類する事情」があると認める場合 （ウ）　公署を異にする異動又は在勤する公署の移転の日以後に転居した職員で，次に掲げる事情により，規則第9条及び第11条の要件に該当する通勤を行う職員 a　疾病等により介護を必要とする状態にある職員又は配偶者の同居の親族を介護するために，当該親族とともに転居し同居すること（職員又は配偶者の父母の場合にあたっては，同居・別居は問わない）（通知第15条 関係第３号ア） b　同居の子が学校等に就学するために，当該子とともに転居し，同居すること（通知第15条 関係第３号イ） c　同居の配偶者が引き続き就業するために，配偶者とともに転居し同居すること（通知第15条 関係第３号ウ） d　本県の地理的な特殊事情により高速道路等の利用がやむを得ないと認められる前記aからcに類する事情があること。(通知第15条 関係第３号エ)「前記aからcに類する事情」がある職員とは，次に掲げる場合に該当する職員とする (a) 移動等の日以後，新築・購入した持ち家へ転居した場合 (b)　離島等へ家族とともに赴任した職員が本土等へ異動時に持ち家に転居した場合 (c)　(a) から (b)に定める場合のほか，教職員課長が「前記aからcに類する事情」があると認める場合

支　給　方　法

5　支給方法

(1)　支給手続

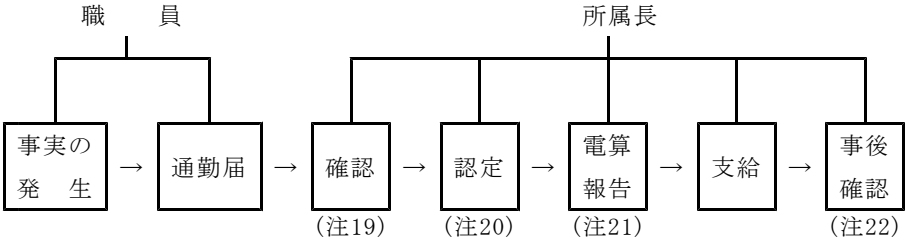

※（注19）（規則第４条）

所属長は，職員から届出があったときは，通勤の実態について定期券等の提示を求めるなどの方法により確認すること。

※（注20）

主管課長への協議事項（当分の間，教職員課合議を要する。）

(ｱ)　特別急行列車等利用者（高速自動車国道等の有料の道路の利用者を除く。）のうち，その利用により通勤時間が30分以上短縮されない者で，その他通勤事情の改善があると認められるもの〈(注13)の(ア)のｂ〉（規則第11条第１号）

(ｲ)　権衡職員〈４の(３)のウ〉（規則第15条第２号）

権衡職員の協議に当たっては，次の表の区分により定める証明書類を添付するものとする。

※　協議に当たっては，別記様式により行うものとする。

第15条関係	証　明　書　類
第１号該当 （新規採用職員）	・採用決定日時点の住所の住所を証する住民票 ・住民票と採用決定日時点の住居の所在地が異なる場合にあっては申立書
第２号ア該当 第３号ア該当 （親族の介護）	・介護を必要とする親族の診断書 ・同居を要する親族の場合にあっては，職員との同居を証する住民票 ・介護の状況を証する職員の申立書
第２号イ該当 第３号イ該当 （子の就学）	・配偶者の就業証明書 ・配偶者との同居を証する住民票
第２号ウ該当 第３号ウ該当 （配偶者の就業）	・配偶者の就業証明書 ・配偶者との同居を証する住民票
第２号エ該当 第３号エ該当 （持ち家へ転居等）	・新たに採用された職員が持ち家に居住する場合，又は持ち家への転居の場合にあっては，持ち家であることを証する登記簿謄本 ・その他の場合にあっては，類する事情を証する申立書等必要な書類

項　　目	処　　理　　方　　法
	平成　　年　　月　　日 ○　○　課　長　殿 ○○学校長 通勤手当の認定について（協議） このことについて，下記の職員から別紙写しのとおり通勤届の提出がありましたので，協議します。 記 １　届出職員 （職名） （氏名） ２　協議を要する事由 □　規則第９条（通知第９条関係第２号イ）該当 □　規則第１１条第１号該当 □　規則第１１条第２号該当 □　規則第１５条第２号該当 □　通知第１５条関係第１号該当 □　通知第１５条関係第２号ア該当 □　通知第１５条関係第３号ア該当 □　通知第１５条関係第２号イ該当 □　通知第１５条関係第３号イ該当 □　通知第１５条関係第２号ウ該当 □　通知第１５条関係第３号ウ該当 □　通知第１５条関係第２号エ該当 □　通知第１５条関係第３号エ該当

項　　目	処　　理　　方　　法
	※（注21） 実際に認定がなされてから電算報告を行うこと。 ※（注22）（規則第18条） 現に通勤手当の支給を受けている職員が，通勤手当の支給を受ける要件を備えているかどうか，また，通勤手当の支給額が正しいかどうかを随時確認すること。特別料金等の２分の１相当額の支給を受けている場合は，月に１度，定期券，回数券，領収書，利用明細書等により利用状況を確認すること。 (2)　届出が必要な場合（規則第３条第１項～第３項） ア　新たに通勤手当の支給を受ける要件を備えた場合 イ　住居，通勤経路又は通勤方法を変更した場合 ウ　負担する運賃等の額に変更があった場合（注23） エ　通勤手当の支給を受ける要件を欠いた場合 ※（注23） 交通機関が一律に運賃等の値上げを行った場合は，職員に新たに届出をさせることなく，所属長において通勤届及び通勤手当認定簿の改定手続をとって差し支えない。

項　　目	処　　理　　方　　法
	(3)　支給の始期，終期及び支給額の改定等 ア　支給の始期（規則第16条第１項） (ｱ)　新たに通勤手当の支給を受ける要件を備えた場合は，届出が事実の生じた日から20日以内に出されたときは，事実の生じた月の翌月（その日が月の初日であるときは，その日の属する月）から支給を開始する。 (ｲ)　届出が事実の生じた日から20日（注24）を経過した後になされたときは，届出を受理した日（注25）の属する月の翌月（受理した日が月の初日であるときはその日の属する月）から支給を開始する。 イ　支給額の改定（規則第16条第２項） 通勤手当が支給されている職員に支給額を変更すべき事実（注26）が生じた場合は，次のとおり支給額を改定する。 (ｱ)　増額の場合 a　届出が事実の生じた日から20日以内になされた場合事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときはその日の属する月）から支給額を改定する。 b　届出が事実の生じた日から20日を経過した後になされた場合届出を受理した月の翌月（受理した日が月の初日であるときは，その日の属する月）から支給額を改定する。 (ｲ)　減額の場合 届出を受理した日には関係なく，事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは，その日の属する月）から支給額を改定する。 ウ　支給の終期（規則第16条第１項） 職員が退職した場合，死亡した場合又は要件を欠いた場合は，その月（その日が月の初日であるときは，その日の属する月の前月）まで支給する。 エ　定期券の通用期間中に定期券の価格改定があった場合 当該定期券の通用期間の末日（２以上の普通交通機関利用者で１箇月当たりの運賃等相当額が55,000円を超える場合は，最長支給単位期間の末日）を運賃の改定日とみなす。 ※（注24）（注25） 「届出20日の計算」，「届出を受理した日」については，扶養手当の場合と同様です。 ※（注26） 支給単位期間に対応する定期券の通用期間中に定期券の価格が改定されたときは，支給単位期間に係る最後の月の末日を変更すべき事実の生じた日とみなす。

項　　目	処　　理　　方　　法
	〔例〕 （１）　減額改定で届出が遅れた場合 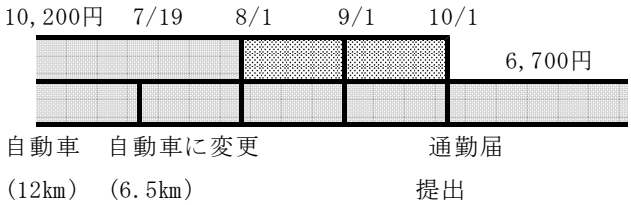 減額改定のため，８月から 6,700円となる。したがって，7,000円の返納となる。 （２）　増額改定で届出が遅れた場合 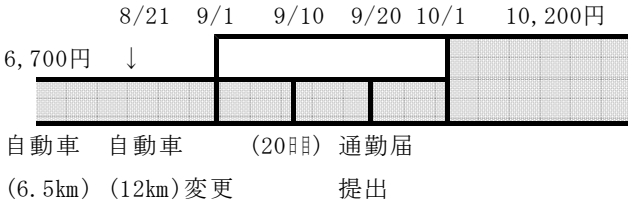 届出が20日を経過しているため10月からの改定となる。
支　給　日	6　支給日 (1)　基本的な支給日 支給単位期間の最初の月の給料の支給日 (2)　その他の支給日 ア　支給日前に離職し，死亡した場合 離職，死亡の際 イ　支給月に給与支払管理者（給与等の支払事務に関する規則（昭和47年鹿児島県規則第44号）第２条に規定する給与支払管理者をいう。以下同じ。）を異にして異動した場合 支給月の初日に属する給与支払管理により給料の支給日（異動が支給日前である場合は，異動した際） ウ　２以上の交通機関等を利用する場合等であって，支給限度額を超えた場合最長支給単位期間(手当の支給単位期間のうち最も長い支給単位期間)の最初の月の支給日

項　　目	処　　理　　方　　法
返　　納	7　返納（規則第16条の２） (1)　返納事由 支給単位期間中に次のような事由が生じた場合には，定期券を払い戻して得られる額を返納させる。(注27) ア　支給要件の欠如等 a　条例第11条第１項の職員たる要件を欠くに至った場合 b　離職，死亡の場合 イ　通勤経路の変更 a　通勤経路又は通勤方法を変更したことにより，手当額改定された場合（改定後の額が同額の場合を含む。） b　運賃等の額に変更があったことにより，手当額が改定された場合 ウ　月の中途で休職，専従，派遣，育児休業，停職となった場合でその期間が２月以上にわたる場合 エ　出張，休暇，欠勤その他の事由により，月の初日から末日までの全日数にわたって通勤しないこととなる場合 ※（注27） 給与支払管理者を異にして異動した場合でも，利用する交通機関等に変更がない場合（額に変更がない場合）は，返納の必要はない。 また，支給単位期間に係る最初の月の初日において返納事由が生ずることが確定している特定の事由に該当する場合は，支給単位期間を特別に定めることができ，これにより返納を生じさせないことができる。 (2)　返納額及び対象となる交通機関等 (注28) ア　１箇月当たりの運賃等相当額が，支給限度額以下である場合 返納事由発生月の末日に定期券の払戻しをしたものとして得られる額（払戻金相当額）を返納する。 この場合，通勤経路の変更の場合は，変更のあった普通交通機関等のみが対象で，支給要件の欠如，休職，月の全日数通勤なしの場合はすべての普通交通機関等が対象となる。 イ　１箇月当たりの運賃等相当額等が支給限度額を超えていた場合 a　１つの交通機関等を利用する者の場合 ・　55,000円×支給単位期間の残月数分 ・　払戻金相当額 のうちいずれか低い額 b　２以上の交通機関等を利用する者又は併用者の場合 ・　55,000円×支給単位期間の残月数分 ・　払戻金相当額及び知事が人事委員会と協議して定める額（未使用定期券の価格，回数乗車券等×残月数及び自動車等の手当額×残月数の合計額）のうちのいずれか低い額

項　　目	処　　理　　方　　法
	ウ　特別急行列車等に係る手当額の返納額 ア及びイに準じた取扱い（特別料金分は払戻金相当額の２分の１） ※（注28） 返納額の基礎となる払戻金相当額は，職員が実際に購入した定期券の通用期間にかかわらず，支給単位期間の初日において購入したものとし，返納事由発生月の末日に払い戻しをしたとして得られる額とする。 なお，ＩＣカード等のデポジット分は払い戻し額に含みません。
支給単位期間の開始	8　支給単位期間の開始（規則第16条の４） (1)　規則第16条第１項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は規則第16条第２項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。 (2)　休職等の場合であって，これらの期間が２以上の月にわたることとなったとき（(３)に該当している場合を除く。）は，その後復職等した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合は，その日の属する月）から開始する。 (3)　出張，休暇，欠勤その他の事由により月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しないこととなった場合（(２)に規定するときから復職等をしないで引き続き当該期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合を除く。）には，その後再び通勤することとなった日の属する月から開始する。 9　その他 (1)　職員が出張，休暇，欠勤等のため支給単位期間等に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわったて通勤しないこととなるときは，当該支給単位期間に係る通勤手当は支給することができない。（規則第17条） (2)　職員が勤務公署を異にして異動した場合は，次により取り扱う。 その異動後の公署へ赴任期間の満了日までに転居を完了し，通勤可能な状態である場合は，その異動の発令日を通勤手当の支給を受ける要件を備えた日として取り扱うことができる。 したがって，例えば，４月１日付けで異動した職員が赴任期間の満了日までに転居を完了し，通勤可能な状態である場合は，４月１日から20日以内に届出がなされた場合に限り４月から通勤手当を支給する。 (3)　１月１日付けで採用され，１月４日から通勤を開始した場合等の通勤手当の支給の開始は，次により取り扱う。 職員が通勤手当の支給を受ける要件を備えた日とは，職員が通勤しうる状態に至った日をいう。新たに採用された職員が，辞令発令日から７日間（県外および離島への赴任は，辞令発令日から10日間）の期間の満了日までに入居を完了した住居と勤務公署との間で通勤（往復）可能な状態である場合は，辞令発令日を「居住に係る要件」を具備した日として扱うことができる。

項　　目	処　　理　　方　　法
	例〕 （1）　月の初日に住居を移転した場合 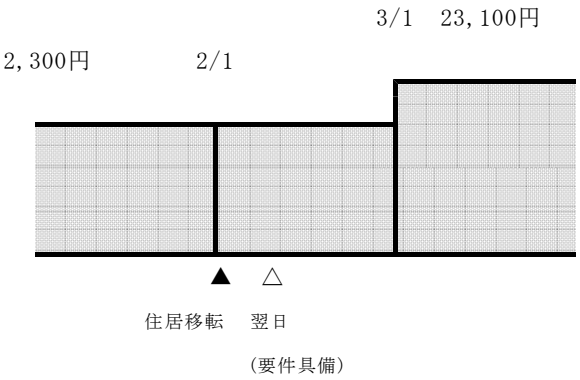 住居移転の完了日の翌日が要件具備の日となり，翌月から支給額の改定（翌月の初日までに届出済）ただし，移転当日に通勤した場合：当月から支給額の改定（20日以内届出済） （2）　月の初日に勤務公署を異にして異動した場合 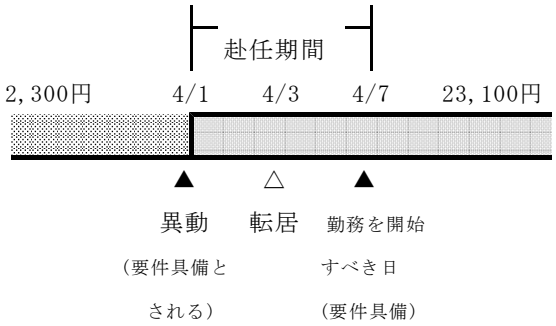 勤務を開始すべきこととされる日まで住居が定まっていて通勤しうる状態にあった場合：当月から支給額の改定（20日以内届出済）異動前に通勤手当が支給されない場合は，当月から支給を開始（20日以内届出済） （3）　月の初日に採用された場合 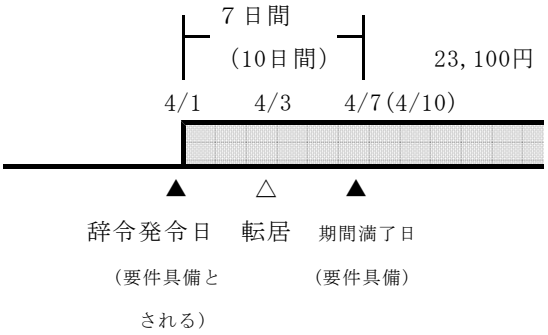 辞令発令日から7日間（県外および離島への赴任は，辞令発令日から10日間）の期間満了日までに入居を完了した住居と勤務公署との間で通勤（往復）可能な状態）である場合：当月から支給を開始（20日以内届出済）

項　　目	処　　理　　方　　法
通勤費用相当額とは	1　通勤費用相当額とは (1)　通勤手当相当額 １年間の勤務日数が52日以上の非常勤講師等，非常勤職員についての通勤手当。報酬と併せて支給。 (2)　旅費相当額 １年間の勤務日数が52日未満の非常勤講師は一般職の旅費に相当する額を支給。一般職の職員の旅費の支給の例により支給。
通勤手当相当額の支給要件	2　一般職の職員の通勤手当の例による。　（一般職の職員の通勤手当の準用）
支　給　額	3　支給額 勤務日数に応じた額を支給額として決定する場合，支給単位期間ごとの支給にあたっては，一般職の職員の通勤手当の例により算出した額を上限とする。
支給方法	4　支給方法 (1)　支給手続 一般職の職員の通勤手当の例による。 (2)　届出が必要な場合 ア　新たに通勤手当の支給を受ける要件を備えた場合 イ　住居，通勤経路又は通勤方法を変更した場合 ウ　負担する運賃等の額に変更があった場合 エ　通勤手当の支給を受ける要件を欠いた場合 委嘱期間満了後，引き続き同一の所属及び職種で任用される者の住居，通勤経路，通勤方法及び通勤のため負担する運賃等の額に変更がない場合は，通勤状況報告書による所属長への報告をもって足りるものとする。
支　給　日	5　支給日 一般職の職員の通勤手当の例により，支給単位期間に係る最初の月の報酬の支給日

通勤手当支給に係る質疑応答

（問１）　通勤距離と使用距離の違いは何か。

（答）　通勤距離とは，職員の住居から勤務公署まで，交通機関等や自動車等を利用しないで，一般に利用することのできる道を徒歩により通勤するものとした場合の最短の経路の長さである。

使用距離とは，実際に自動車等を運転した距離のうち，自宅と公署間における一般に利用される経路の最短の長さである。

この使用距離が，自動車等利用者の通勤手当額算定の際の距離になる。

（問２）　駐車場利用者の次の場合における使用距離は，どうなるか。

（答）　自：自宅　公：勤務公署　Ａ：自宅側駐車場　Ｂ：公署側駐車場

例	使用距離
① 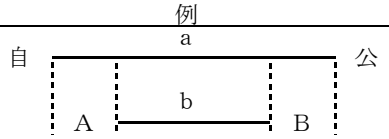	b
② 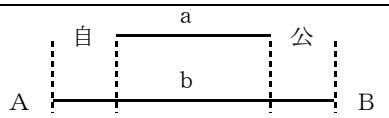	a
③ 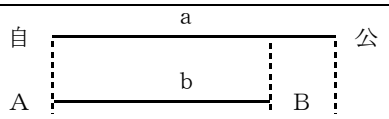	b
④ 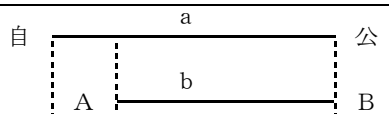	b
⑤ 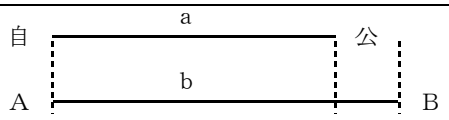	a
⑥ 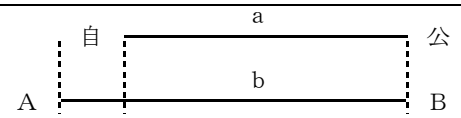	a
⑦ 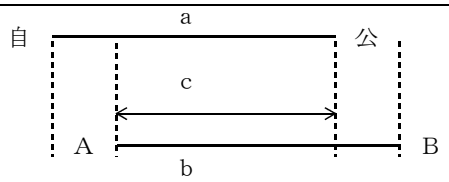	c
⑧ 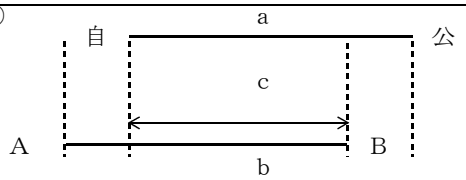	c

（問３）　通勤距離測定の際の起点（始点，終点）はどこか。

（答）　通勤距離の測定に当たっては，住居の出入口（門があれば門）から勤務公署において出勤が確認される場所（門，門がない場合は建物の出入口）までの間について行うものである。

ただし，集合住宅（公舎，共済住宅等）の場合の始点は，

ア　その住宅を囲む塀があり，門がある場合は，その門

イ　門がない場合は，それぞれの棟の階段の一番下の出入口

が始点となる。

※（注）一般に利用される門が複数ある場合の取扱い

・始点　……　勤務公署に最も近い門

・終点　……　住居から最も近い門

（問４）　支給単位期間の中途に通勤経路又は通勤方法が変更となったが，負担する運賃等が同額であった。この場合は，返納を行う必要はないのか。

（答）　規則第第16条の２第１項第２号でいう「通勤手当の額の改定される場合」には，通勤経路又は通勤方法の変更により，これに対応する定期券や回数乗車券等に変更があった場合は，たまたま同額となっても該当する。したがって，このような場合は，返納を行う必要がある。

（問５）　１２月２８日まで自動車で通勤していた者が，１月４日から通勤方法を交通機関に変更した場合，通勤手当の月額を変更すべき事実の生じた日はいつとなるか。

（答）　１２月３１日までに住居の移転を完了し，１月１日から変更後の通勤の経路により通勤することが常例になると客観的に認められるような場合を除き，一般的に単なる通勤方法の変更である場合は１月４日となり，２月から手当額の改定となる。

（問６）　職員が住居を移転した場合で，次のようなときは，「月額を変更すべき事実が生ずるに至った日」はいつとなるか。

（１）　勤務を要しない日(日曜日)に移転を完了し，月曜日は休日又は休暇等により通勤せず火曜日から通勤を開始した場合

（２）　長期病休中に移転を完了した場合

（答）　職員が移転による住居の変更のため通勤手当の月額を改定する場合，「月額を変更すべき事実が生ずるに至った日」とは，移転日に通勤の事実があった場合を除き移転の完了した日の翌日であるので，

（1)については，月曜日を通勤手当の月額を変更すべき事実が生ずるに至った日として取り扱うこととなる。

（2)については，継続して通勤することが常態となる日の属する月の前月以前において住居の移転が完了している場合には，再び継続して通勤することが常態となる日の属する月の初日を，また継続して通勤することが常態となる日の属する月において住居の移転が完了した場合には，その完了した日の翌日をそれぞれ通勤手当の月額を変更すべき事実が生ずるに至った日として取り扱うこととなる。

（問７）　４月から支給単位期間を６箇月とする通勤手当を支給されている職員が，次のような勤務状況にある場合，いつまで支給されるか。

また，その支給単位期間の終了後の新たな支給単位期間の開始はどのようになるか。

（１）

４　月	５　月		６　月		７　月		
通　　勤		休 暇			復 帰	通 勤	

（２）

４　月	５　月		６　月		７　月		
通　　勤		休 職			復 職	通 勤	

（３）

４　月	５　月		６　月		７　月		
通　　勤		休 暇		休 職	復 職	通 勤	

（４）

４　月	５　月		６　月		７　月		
通　　勤		休 職		休 暇	復 帰	通 勤	

（答）　いずれの場合も，通勤している期間のある５月末日まで支給されることとなる。

また，支給単位期間の終了後の新たな支給単位期間の開始は次のとおり。

（１）の場合

規則第１６条の４第３項の規定により，７月から新たに開始することとなる。

（２）の場合

規則第１６条の４第２項の規定により，８月から新たに開始することとなる。

（３）の場合

規則第１６条の４第３項の規定により，７月から新たに開始することとなる。

（同規則第１６条の４第２項の最初の括弧書きに該当。）

（４）の場合

規則第１６条の４第２項の規定により，８月から新たに開始することとなる。

（同規則第１６条の４第３項括弧書きに該当。）

※　なお，休職については，私傷病による休職と公務傷病による休職とで，取扱いは変わらない。

兼務者の通勤手当の支給について

1　本務校及び兼務校共に自宅から２Ｋｍ以上ある者
原則として交替制勤務者の通勤手当を認定する。
（例１）両校共に交通機関を利用する場合
運賃相当額＝本校への所要額＋兼務校への所要額
本務校への所要額……原則として回数券×２×通勤日数
兼務校への所要額……　　同　　上
（定期券が安い場合には定期券の額）

（例２）両校共に交通用具を利用する場合

$$\text{本務校への通勤距離に対応する１ケ月分の額} \times \frac{\text{本務校への 通勤日数}}{21} + \text{兼務校への通勤距離に対応する１ケ月分の額} \times \frac{\text{兼務校への通勤日数}}{21} = \text{支給額}$$

※　自家用車利用で，週２日　兼務校勤務の場合（給報例４）

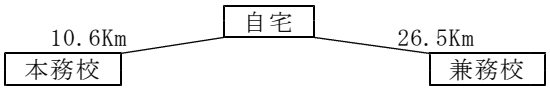

☆　通勤手当支給額

$$10,200 \times \frac{13}{21} + 20,100 \times \frac{8}{21} \fallingdotseq 13,971.4 \rightarrow 13,971$$

※自家用車利用で，週２日，午前中兼務校・午後本務校勤務の場合

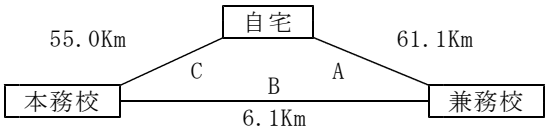

☆通勤手当支給額

計算式……　$(C \times \frac{13}{21}) + \{(\frac{A+B+C}{2}) \times \frac{8}{21})$

$(36,500 \times \frac{13}{21}) + (39,000 \times \frac{8}{21}) = 37,452$（手当額）

※週１日，終日兼務夜勤で，もう１日は，午前中兼務校，午後本務校勤務の場合

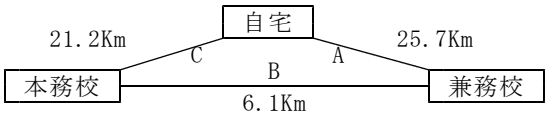

☆通勤手当支給額

計算式……　$(C \times \frac{13}{21}) + (A \times \frac{4}{21}) + (\frac{A+B+C}{2}) \times \frac{4}{21})$

$(16,900 \times \frac{13}{21}) + (20,100 \times \frac{4}{21}) + (20,100 \times \frac{4}{21}) = 18,119$　（手当額）

（例３）どちらか一方が交通機関他方が交通用具を利用する場合
①　本務校が交通用具の場合
（本務校分の１ヶ月）＋（兼務校への所要額　例１）＝ 支給額
②　兼務校vfが交通用具の場合
（兼務校への所要額　例１）＋（兼務校への日割　例２）＝ 支給額
※（例１）～（例３）とも支給限度額は ５５，０００円

2　本務校は２Ｋｍ未満　兼務校のみ２Ｋｍ以上ある者
交通機関の場合　例１の兼務校への所要額
交通用具の場合　例２の兼務校への日割額で支給する。

3　兼務校が２Ｋｍ未満の場合は交替制勤務者として取り扱わない。
（注）　・　以上の例示は，自宅 ↔ 本務校，自宅 ↔ 兼務校の通勤形態の場合で，自宅 → 本務校 → 兼務校 → 自宅等の経路の場合は給与係と協議すること。

・　交通用具を使用して例２，３によれば普通勤務者の時より低額となり実費を不当に下回るものについては給与係と協議すること。